

広島県教育委員会告示第三号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十四条第一項の規定によって、次のとおり博物館登録原簿から登録を取消した。

令和四年五月二十六日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

登録番号	設置者の名称及び住所	博物館の名称	博物館の所在地	取消年月日
第一九号	竹原市 竹原市中央五丁目一番三五号	たけはら美術館	竹原市中央五丁目六番一八号	令和四年五月一日